

加算届 添付書類一覧表

- ・届出の内容によって必要な添付書類が異なりますので、以下をよくご確認ください。
- ・複数の加算の届出を同時に行う場合、重複する書類については1部のみの提出で構いません。

提出期限
算定開始月の前月15日

※ただし、加算の取り下げ及び職員の欠員による減算の開始は随時受け付けます。

＜必須書類＞

- ・(別紙3-2)介護給付費算定に係る体制等に関する届出書
- ・(別紙1-3)介護給付費算定に係る体制等状況一覧表

＜添付書類＞

加算内容	添付書類	備考
地域区分	不要	
施設等の区分	・ 平面図等	
職員の欠員による減算の状況	・ (標準様式1) 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(加算算定開始予定月のもの)	
高齢者虐待防止措置実施の有無	不要	
業務継続計画策定の有無	不要	
感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の対応	・ 感染症又は災害の発生を理由とする通所介護等の介護報酬による評価届出様式 ・ 利用延人員数計算シート	
時間延長サービス体制	不要	
共生型サービスの提供(生活介護事業所)	不要	
共生型サービスの提供(自立訓練事業所)	不要	

共生型サービスの提供（児童発達支援事業所）	不要	
共生型サービスの提供（放課後等デイサービス事業所）	不要	
生活相談員配置等加算	・（別紙21）生活相談員配置等加算に係る届出書 ・（標準様式1）従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（加算算定開始予定月のもの）	
入浴介助加算	・浴室部分の状況が分かるもの（平面図等） ・研修を実施することが分かるもの	
中重度者ケア体制加算	・（別紙22）中重度者ケア体制加算に係る届出書 ・（別紙22-2）利用者の割合に関する計算書（中重度者ケア体制加算） ・（標準様式1）従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（加算算定開始予定月のもの）	/
重度者ケア体制加算	・（標準様式1）従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（加算算定開始予定月のもの） ・研修の修了証の写し ・看護師の免許証の写し	共生型サービスの提供を行っている場合は、算定不可
生活機能向上連携加算	不要	・個別機能訓練加算を算定している場合は、（Ⅰ）は算定不可、（Ⅱ）は100単位算定
個別機能訓練加算	・（標準様式1）従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（加算算定開始予定月のもの） ・機能訓練指導員の免許証等の写し	・定員超過利用・人員基準欠如に該当している場合は、算定不可
ADL維持等加算〔申出〕の有無	不要	
認知症加算	・（別紙23）認知症加算に係る届出書 ・（別紙23-2）利用者の割合に関する計算書（認知症加算） ・（標準様式1）従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（加算算定開始予定月のもの）	共生型サービスの提供を行っている場合は、算定不可
若年性認知症利用者受入加算	不要	認知症加算を算定している場合は、算定不可
栄養アセスメント・栄養改善体制	・（標準様式1）従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（加算算定開始予定月のもの） ・管理栄養士の免許証の写し	・定員超過利用・人員基準欠如に該当している場合は、算定不可

口腔機能向上加算	・（標準様式1）従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表（加算算定開始予定月のもの） ・言語聴覚士等の免許証の写し	・定員超過利用・人員基準欠如に該当している場合は、算定不可
科学的介護推進体制加算	不要	
サービス提供体制強化加算 （地域密着型通所介護）	・（別紙14-3）サービス提供体制強化加算に関する届出書 ・介護福祉士等の割合が分かるもの	・定員超過利用・人員基準欠如に該当している場合は、算定不可
サービス提供体制強化加算 （療養通所介護）	・（別紙14-2）サービス提供体制強化加算に関する届出書 ・介護福祉士等の割合が分かるもの	・定員超過利用・人員基準欠如に該当している場合は、算定不可
介護職員等処遇改善加算	・処遇改善計画書	・計画書は、処遇改善加算の算定を開始する月の前々月の末日までに提出
LIFEへの登録	不要	
割引	・（別紙5-2）地域密着型サービス事業者又は地域密着型介護予防サービス事業者による介護給付費の割引に係る割引率の設定について	